

大阪市規則第7号

大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年大阪市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のもの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(許可に代えて協議しなければならない者) 第5条 条例第3条に規定する市長の定める 者は、次に掲げる者とする。 [(1) 略] [(2) <u>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用 支援機構</u>] [(3)~(7) 略] (適用除外)	(許可に代えて協議しなければならない者) 第5条 [同左] [(1) 同左] [(2) <u>独立行政法人雇用・能力開発機構</u>] [(3)~(7) 同左] (適用除外)
第6条 条例第4条に規定する市長が定める ものは、次に掲げる行為とする。 (1) 高速自動車国道若しくは道路法（昭和 27年法律第180号）による自動車専用道路 の新設、改築、維持、修繕若しくは災害 復旧（これらの道路とこれらの道路以外 の道路（道路運送法（昭和26年法律第183 号）による一般自動車道を除く。）とを連 絡する施設の新設及び改築を除く。）又は 道路法による道路（高速自動車国道及び	第6条 [同左] (1) 高速自動車国道若しくは道路法（昭和 27年法律第180号）による自動車専用道路 の新設、改築、維持、修繕若しくは災害 復旧（これらの道路とこれらの道路以外 の道路（道路運送法（昭和26年法律第183 号）による一般自動車道を除く。）とを連 絡する施設の新設及び改築を除く。）又は 道路法による道路（高速自動車国道及び

自動車専用道路を除く。) の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

[(2)～(4) 略]

(5) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項(同項第2号ロ、同号ハ及び同項第3号(これらの規定中愛知豊川用水施設に係る部分に限る。)並びに同項第5号を除く。)に規定する業務に係る行為(前号に掲げるものを除く。)

[(6)～(15) 略]

[削る]

16 放送法(昭和25年法律第132号) 第2条 第2号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

17 電気事業法(昭和39年法律第170号) 第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電用の電気工作物及び同項第14号に規定する発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為

18)～(22) [略]

自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

[(2)～(4) 同左]

(5) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項(同項第2号ロ、同号ハ及び同項第3号(これらの規定中愛知豊川用水施設に係る部分に限る。)並びに同項第4号を除く。)に規定する業務に係る行為(前号に掲げるものを除く。)

[(6)～(15) 同左]

16 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

17 放送法(昭和25年法律第132号)による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

18 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為

19)～(23) [同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線
は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。